

○浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱

(平成 29 年 8 月 3 日告示第 87 号)

改正 令和 3 年 10 月 15 日告示第 111 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内の木造住宅の耐震化を促進し、町民の居住の安全と安心を確保するために、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則（昭和 60 年浪江町規則第 12 号。以下「規則」という。）及び浪江町補助金交付要綱（昭和 60 年浪江町訓令第 10 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築基準法令 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- (2) 既存不適格建築物 法第 3 条第 2 項の規定でいう建築物の内、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和 55 年政令第 196 号）の施工前の規定に適合し、現に存する建築物をいう。
- (3) 木造住宅 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法等により構造耐力上主要な部分等が木材で造られた 3 階建て以下の戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上の併用住宅を含む。以下同じ。）で、既存不適格建築物をいう。
- (4) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、住宅等建築物の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (5) 耐震基準 令第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 3 項第 1 号に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準じるものとして国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号）をいう。
- (6) 上部構造評点 建築物の各階及び各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最少のものをいう。
- (7) 耐震化工事 次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 一般耐震改修工事 耐震診断の結果が上部構造評点 1.0 未満の住宅を 1.0 以上に補強又は改修を行う工事

- イ 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果が上部構造評点 0.7 未満の住宅を 0.7 以上 1.0 未満に補強又は改修を行う工事
 - ウ 部分耐震改修工事 耐震診断の結果が上部構造評点 0.7 未満の住宅について、主たる居室に特化して補強又は改修を行う工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させるもの
 - エ 現地建替工事 耐震診断の結果が上部構造評点 1.0 未満の住宅を解体し、同一敷地内に建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 12 年政令第 211 号）による施行後の規定に適合する住宅を新築する工事
- (8) 避難路沿道等 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 町の地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けられた避難路（通学路を含む。）の沿道
 - イ 町の地域防災計画に位置付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所に隣接する敷地
- (9) 地域防災計画 災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する市町村地域防災計画をいう。

(補助の対象となる住宅)

第 3 条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、浪江町内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当する木造住宅とする。ただし、現地建替工事の場合は、避難路沿道等に存するものに限る。

- (1) 所有者が自ら居住するもの（災害等やむを得ない事情により、現に居住していない状況であっても、当該事情が解消されたあと居住することが明らかなものを含む。）
- (2) 耐震診断の結果、耐震基準を満たさないもの
- (3) 補助金の交付決定年度内に、耐震化工事が完了するもの
- (4) 建築基準法令の規定に違反していないもの
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないもの

(交付対象者)

第 4 条 交付対象者は次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象住宅に自ら居住する当該対象住宅の所有者であること。ただし、個人に限る。
- (2) 対象住宅の所有者が町税等を滞納していないこと。

(補助の対象となる経費)

第 5 条 補助の対象となる経費は、耐震化工事に要する費用（耐震化工事に直接関係のない内外装工事等を除く。）とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い、当該工事に定める額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の80%以内かつ100万円以内の額
- (2) 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の80%以内かつ60万円以内の額
- (3) 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の80%以内かつ60万円以内の額
- (4) 現地建替工事 耐震改修工事に要する費用相当額の80%以内かつ100万円以内の額

(補助金交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、耐震改修工事に着手する前に町長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票その他の対象住宅に自ら居住していることを証するもの
- (2) 納税証明書(原本)
- (3) 対象住宅の木造住宅耐震診断報告書の写し
- (4) 登記事項証明書その他の対象建築物の所有者であることを証する書類
- (5) 耐震改修工事請負契約書の写し又は見積書の写し(全体工事費及び対象工事費の分かるもの)
- (6) 次に掲げる耐震改修工事に関する図書
 - ア 対象建築物の付近見取り図、配置図、平面図(現況及び補強後)、基礎伏図及び耐震補強詳細図
 - イ 対象建築物の工事着手前の写真
 - ウ 耐震改修後の耐震診断の総合評価書(建築士の記名押印のあるものに限る。)

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 規則第7条の規定による交付決定の通知は、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更の承認申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第6条第1項第1号又は同条第1項第2号の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金変更(廃止・中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請をおこなった者に対し、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金変更(廃止・中止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(申請を取下げることのできる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書(様式第5号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 建築士が発行する住宅耐震改修証明書
- (2) 耐震改修に要した費用を証する工事等契約書の写し
- (3) 対象住宅の工事施工前、施工中及び施工後の写真を各2枚程度
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条の規定による実績報告書の提出があった場合、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金の交付決定を受けた補助対象者が補助金を請求しようとするときは、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(財産の処分)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年の期間内において、当該対象住宅を処分しようとするときは、あらかじめ、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第8号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の財産処分承認申請書の提出があった場合、町長はその内容を調査し、財産処分の可否について当該申請を行った者に対して、浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金財産処分承認(不承認)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況が判明する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年10月15日告示第111号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金変更（廃止・中止）承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金変更（廃止・中止）承認通知書

[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第6号(第12条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第13条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 14 条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金財産処分承認申請書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 14 条関係)

浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金財産処分承認（不承認）通知書
[別紙参照]